イ　経営の革新（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。）を行う事業活動であること。

なお、事業者による経営の革新を行う事業活動のうち、新たな事業の開拓を行うこと（以下「新事業開拓」という。）又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせること（以下「異分野連携」という。）によるものを特定投資業務による資金供給の主たる対象とすること。ただし、新事業開拓や異分野連携に準ずる事業者間の連携や事業再編等により経営の革新を行う事業活動についても、特定投資業務による資金供給の対象として排除しないこと。

ウ　上記㋐及び㋑を通じて、その生産性又は収益性の向上を目指して行う事業活動であること。

②　法附則第二条の十二第三項第二号に定める特定事業活動（以下「第二号事業活動」という。）である場合

ア　法附則第二条の十二第四項に定める投資業務を主たる目的とする事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合若しくは投資事業有限責任組合に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又はこれらに類似するもの。）が投資業務による資金供給を行う事業活動（これに附帯する業務を含む。）であること。

イ　第一号事業活動を行う事業者（以下「第一号事業者」という。）に対して直接資金供給を行う事業活動（第一号事業者に対して当該事業者の傘下の投資ファンドを通じて資金供給を行う事業活動その他の実質的に第一号事業者に対する当該事業者による直接の資金供給とみなすことのできる事業活動を含む。）であること。

⑵　特定投資業務による資金供給に関する事項

特定事業活動に対する特定投資業務による資金供給は、次の①を満たすとともに、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等による成長資金の供給を促進する観点から、次の②に掲げる条件の下で行うこととする。

①　特定投資業務による資金供給が満たすべき事項

特定事業活動に対する特定投資業務による資金供給については、次のア又はイのいずれかを満たすとともに、ウを満たすこと。

ア　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第二条に規定する基本理念を踏まえ、地域の特性を生かした事業活動を推進し、これによって、まち・ひと・しごと創生（同法第一条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に寄与し、地域経済の自立的発展に資するものであること。

イ　「日本再興戦略」（平成二十五年六月十四日閣議決定）及び「日本再興戦略改訂2014」（平成二十六年六月二十四日閣議決定）等に沿って、我が国の企業が本来有している潜在力の有効活用及び企業間の連携等によるオープン・イノベーションの適切な組み合わせにより我が国の企業の競争力の強化を推進し、これによって、我が国の経済全体の生産性を向上させ、経済社会の活力の向上及び持続的発展に資するものであること。

ウ　民間金融機関等との協働による成長資金供給の取組を通じて、成長資金に係る民間の供給主体の着実な増加及びメザニン・ファイナンスやエクイティ等の成長資金に係る市場の発展に資するものであること。

②　特定投資業務による資金供給に当たっての条件

ア　第一号事業活動に対する特定投資業務による資金供給（第二号事業者（第二号事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。）を通じて行う資金供給を含む。以下各号において同じ。）については、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

㋐　第一号事業活動に対する特定投資業務による資金供給の額（第二号事業者を通じて特定投資業務による資金供給を行う場合においては、特定投資業務による資金供給を受けて第二号事業者が第一号事業活動に対して行う資金供給の額を含む。）が当該資金供給の対象となる個別のプロジェクト等に対して供給される成長資金の総額に占める割合が50％以下であること（当該プロジェクト等の開始に当たり一時的に当該割合を超える資金供給が必要な場合において、これを行うことを妨げない。）。ただし、民間金融機関等による成長資金の供給では必要な成長資金が確保できない場合その他の当該プロジェクト等の遂行を図る上でやむを得ない具体的な事情があると認める場合は、この限りでない。

㋑　第一号事業活動に対する特定投資業務による資金供給に伴って、当該資金供給を受ける第一号事業者に対して議決権を保有する形で出資（第二号事業者が議決権を保有する形で行う出資を含む。）を行う場合（資金供給の実行後に議決権を取得するオプションを有する形で資金供給を行う優先株の引受け等の場合を含む。）には、当該出資に係る議決権の数（第二号事業者を通じて特定投資業務による資金供給を行う場合においては、特定投資業務による資金供給に伴って第二号事業者が保有する議決権の数を含む。）が出資を受ける当該第一号事業者の出資者の議決権の総数に占める割合が50％以下であること。ただし、民間金融機関等による成長資金の供給では必要な成長資金が確保できない場合その他の当該第一号事業活動を遂行する上で必要な場合において、一時的にこれを超える議決権を保有することを妨げない。

イ　会社が政府による出資を受けて特定投資業務を実施することを踏まえ、第二号事業者に対する特定投資業務による資金供給については、当該資金供給による資金が、当該第二号事業者が行う資金供給のうち第一号事業活動に対する資金供給のみに充てられることを確保することその他の特定投資業務の適確な実施を確保すること。

三　特定投資業務に関する財務の適正な管理

会社が政府による出資を受けて特定投資業務を実施することを踏まえ、特定投資業務と特定投資業務以外の業務（以下「通常業務」という。）の間で収支管理を適正に行うとともに、特定投資業務に関する財務状況及び収支状況を適正に管理するため、次に掲げる事項に沿って特定投資業務を行うこととする。

⑴　特定投資業務の財源

①　特定投資業務による資金供給は、特定投資準備金の額（当該資金供給に伴い計上することを予め決定しているものを含む。以下この号において同じ。）を限度として行うこと。ただし、特定投資剰余金の額が零を上回る場合においては、次の⑵から⑷までに定める事項に留意しつつ、特定投資準備金の額に特定投資剰余金の額を加えた額を限度とすることができる。

②　特定投資業務による資金供給の財源とする政府の出資（法附則第二条の十四の規定に基づき政府が出資するものをいう。以下同じ。）及び会社の自己資金（法附則第二条の二十三の規定に基づき、その他利益剰余金その他の会社の資本項目から移し替えるものをいう。）の割合については、特定投資業務の実施状況等を踏まえつつ、概ね一対一となるようにすること。ただし、特定投資業務を円滑に実施する観点から、一時的に上記の割合とならないことを妨げない。

③　法附則第二条の十四第二項の規定に基づき、政府の出資により払い込まれた金銭が特定投資業務のための資金以外の資金に充てられないよう必要な措置を講ずること。